

[条例施行規則第64条関係（500トン以上1,000トン未満排出事業者用）]

(様式第34号) (第64条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和7年4月19日

(宛先) 長野市長 萩原 健司 殿

提出者

住 所 長野市大橋南1-1
 氏 名 信州生コン株式会社 大橋工場
 工場長 小林 秀昭

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 026-286-0411

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第79条第2項 の規定により、令和6年度の
産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	信州生コン株式会社 大橋工場
事 業 場 の 所 在 地	長野市大橋南1-1
事 業 の 種 類	[2122] 生コンクリート製造業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目 標 値	項目	目 標 値
排 出 量	500.00t	全 処 理 委 託 量	500.00t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処理委託量	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	500.00t
自ら中間処理 により減量する 産業廃棄物の量		認定熱回収業者への 処理委託量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	

※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物処理計画実施状況（産業廃棄物の実績の量）

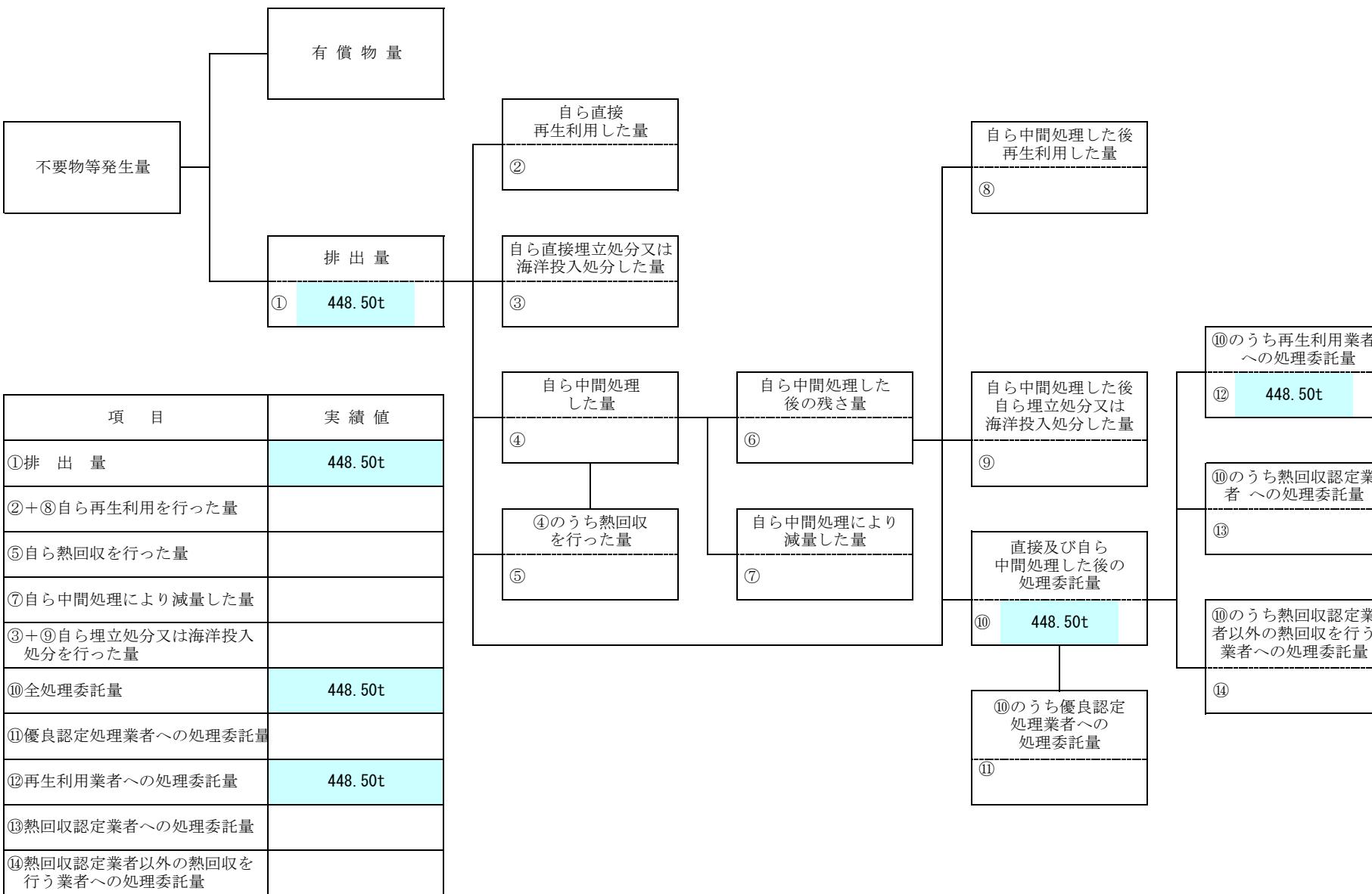
	目標値	産業廃棄物の種類（実績値）												合計
		ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石)												
排出量	①	500.00t	448.50t											448.50t
自ら直接再生利用した量	②													
自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③													
自ら中間処理した量	④													
(④)のうち熱回収を行った量	⑤													
自ら中間処理したのちの残さ量	⑥													
自ら中間処理により減量した量	⑦		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
自ら中間処理したのち再生利用した量	⑧													
(②)+(⑧)自ら再生利用を行った量			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨													
(③)+(⑨)自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
直接及び自ら中間処理したのちの処理委託量	⑩	500.00t	448.50t	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	448.50t
(⑩)のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪													
(⑩)のうち再生利用業者への処理委託量	⑫	500.00t	448.50t											448.50t
(⑩)のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬													
(⑩)のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	⑭													

※ 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。

(第 2 面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず(石膏ボード含む))



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。